

荏田南自治会館 申請手続き等細則

(目的)

第1条 この細則は、規約第4条に基づき定める。

(申請手続き・申請許可)

第2条 申請手続きは、荏田南四丁目自治会ホームページを利用する。

(利用時間・利用料金)

第3条 会館の利用時間は、原則午前9時から午後9時までとする。

(1)利用時間帯は、それぞれ4時間の3区分とし、料金は1,000円とする。

区分	利用時間帯	最大利用時間	利用料金
①	午前9時～午後1時	4時間	1,000円
②	午後1時～午後5時	4時間	1,000円
③	午後5時～午後9時	4時間	1,000円

(2)利用時間帯を延長する場合は、追加料金を支払う。

(3)利用料金は、設置の「料金入れ(封筒)」を使用し、料金箱の中に入れること。

①「料金入れ(封筒)」には、日付・利用時間・金額・代表者名などを記入する。

(4)会館の利用者は、利用時間を守ることを、また委員会の指示に従うこと。

(その他)

第4条 この細則の改廃は、委員会の議決により決定する。

(付則)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

改定

令和8年6月14日 第2条および第3条